

質疑応答集

Q 1 管種変更されたポリエチレン管（1種二層管）は宅内を含めたすべてに使用しないといけないのか？

A 1 ポリエチレン管（1種二層管）の使用はあくまで一次側の使用を想定している。これは専用住宅であればメーター手前まで、集合住宅等については第一仕切弁までが一次側である。二次側については耐震性を要する建物（貯水槽給水、増圧給水の建物）以外は、従前での使用材を用いた施工を認める。

また、今回の管種変更に伴い、大口径（50mm以上）の管種については水道用耐震型高性能ポリエチレン管（通称「青ポリ」）を新たに承認しており、二次側についてはこれの使用を認める。

Q 2 標準配管図には配水管と同レベルで宅内まで給水管を引き込み、90度エルボで立ち上げ、メーターまでの接続を行っているが、60度ないし45度のベンド等の使用はできないか？

A 2 道路側（一次側）について、特に官民境界の官地側については、配水管と同レベルにすることは必須である。これは、配水管のレベルと同一にしなければ他工事等での掘削・施工時に給水管を損傷する恐れがあるためである。

ただし、今回の管種変更で選定したポリエチレン管（1種二層管）は、従前のHIVP（硬質塩化ビニル管）と比して可とう性を有しており、製造メーカーの認める曲げ半径以内であれば、90度エルボでの立ち上げ及び接続を使用せずに、60度ないし45度のベンドの使用、また可能であれば生曲げで接続をしてもよい。